

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年2月22日

近畿地方整備局

京都国道事務所長 丹羽 克彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、共同溝が常時良好に保たれるよう、共同溝躯体、換気施設、排水施設、照明施設及び受電設備等の共同溝施設について現地点検を実施し、細部の状況を把握したうえで、共同溝管理上必要な情報及び資料を収集し、共同溝施設の安全の確保を図る業務である。

本業務を実施するにあたって、現地点検により発見した共同溝施設の異常に対して、共同溝管理者が行う行政判断の補助を行うものであり、また、共同溝施設の現状及び経年的変化や現場の状況に精通し、適切に共同溝施設に関する健全度を評価できる技術力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度京都国道管内共同溝定期巡回補助業務
- (2) 業務内容 共同溝施設の現地点検を実施し、細部の状況把握を行う補助業務
- (3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、共同溝が常時良好に保たれるよう、共同溝躯体、換気施設、排水施設、照明施設及び受電設備等の共同溝施設について現地点検を実施し、細部の状況を把握したうえで、共同溝管理上必要な情報及び資料を収集し、共同溝施設に関する健全度を評価することにより、共同溝管理者が行う行政判断の補助を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているもの及び平成19年4月1日より資格が有効となる近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加の申請をしているもの。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

現地点検により発見した共同溝施設の異常に対して、共同溝管理者が行う行政判断の補助を行うものであり、また、共同溝施設の現状及び経年的変化や現場の状況に精通し、適切に共同溝施設に関する健全度を評価できる技術力を有していること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

(4) 業務執行体制に関する要件

- ・京都府内に本社・本店等、又は支社・支店・営業所等があること。
- ・共同溝定期巡回点検補助業務を実施する担当技術者を十分に確保していること。
- ・共同溝の定期巡回点検に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

(5) 業務実績に関する要件

元請けとして、平成13年度以降において完了し引き渡しが進んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。ただし、平成18年度完了見込みのものでもよい。

- ・同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における共同溝の巡回点検を月1回以上実施している業務
- ・類似業務：近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した共同溝の巡回点検を月1回以上実施している業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒600-8234 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808
国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所 経理課契約指導係
TEL：075-351-3300 FAX：075-353-7079

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年 2月23日から平成19年 3月14日まで
(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)
(1)に同じ。
手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年 3月15日16時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)
または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：平成19年 4月 9日 16：00

(4) 詳細は説明書による。

以上